

富山県介護施設等ICT導入支援事業補助金 Q&A

No.6を追加しました(R3.6.9)

No.1、No.16、No.27、No.28を更新しました(R3.7.9)

	No.	質問	回答
更新	補助金の申請に関すること		
	1	1つの法人から複数の事業所の申請は可能か。	可能です。ただし、1法人につき上限は200万円です。また、様式第1-2号、様式第1-3号については事業所ごとに作成してください。
	補助対象事業者に関すること		
	2	法人本部は富山県外に所在しているが、事業所は県内に所在している場合は、補助対象となるか。	事例のケースは補助対象となります。逆に法人本部は富山県内に所在している場合、事業所が県外に所在する場合は補助対象外となります。
	3	対象事業所は「介護事業所(介護保険法に基づく全サービスを対象とする。)」とあるが、総合事業(通所型サービスB等)の事業所も対象として良いのか。	介護給付及び介護予防給付の対象ではない総合事業の訪問型サービス又は通所型サービス(以下単に「総合事業」という。)を行う事業所は、「介護事業所」に含まれず、本事業の対象外となります。
追加	4	同一敷地内に特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。	指定ごとに1事業所としてカウントするため、併設されている場合は2事業所と計算してください。効率的な運用を前提として機器を共用・流用することは差し支えありませんが、実質的には特定の事業所のみで活用されるといった、2事業所を対象に補助をした目的に反するような活用にならないようご注意ください。
	5	市直営の地域包括支援センターが介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を実施しているが、当該介護予防支援事業所の職員が利用するタブレット等を本事業の対象としても良いのか。	市町村直営・民間運営問わず、介護予防支援事業所において利用する機器等は対象になります。ただし、地域包括支援センターの整備費・運営費に充てることは想定していないため、介護予防支援事業所ではなく地域包括支援センターとして実施している事業分については対象とできないため、留意してください。
	6	居宅介護支援事業所等、介護職員処遇改善加算の対象ではない事業所(加算率0%のサービス区分)は補助対象となるか。	介護職員処遇改善加算の対象ではない事業所についても、介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲに相当すると考えられる要件を満たす場合は、補助対象とします。申請時に、介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲに相当する要件を満たすことを示す書類(富山県介護施設等ICT導入支援事業補助金 職員処遇改善計画書)を提出してください。なお、職員が管理者1人の場合も同様とします。
	7	ICTの整備状況等により、対象となる事業所に違いはあるか。	本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が一気に通貫になっていない介護事業所がICTを導入することで業務負担を軽減することを主目的としています。 本事業による補助を受けたかどうかに関わらず、既に一気に通貫を実現しており、さらなる負担軽減を図る目的で、本事業の活用を申請する事例も想定されますが、補助対象事業所の決定にあたっては、本事業の趣旨等を踏まえて、優先順位を付ける場合があります。
	補助対象ICT及び補助対象経費に関すること		
	8	既に導入済である介護ソフトに新たに業務機能を追加することにより一気に通貫になる場合は対象となるのか。	対象となります。例えば、請求業務のみの介護ソフトを使っていた事業所が、介護記録・情報共有の介護ソフトを新たに導入することで、一気に通貫になるような場合も対象となります。
	9	1つの介護ソフトではなく、複数の介護ソフトを連携させて結果的に一気に通貫になる(転記等の業務が不要になる)場合にも対象としてよいか。	1つの介護ソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記等の業務が不要となるのであれば、対象となります。また、複数の介護ソフトを連携させるためのソフトウェアも対象になります。
10	既に一気に通貫となっている介護ソフトを利用している事業者が、さらなる一気に通貫のために介護ソフトを購入する場合(音声入力機能の追加により、記録業務が更に省力化される場合等)は対象としても良いか。	対象となります。	

更新

11	居宅介護支援事業所の場合、ソフトウェアに係る要件の「記録業務、情報共有業務及び請求業務について転記等の付随業務が発生することがないよう一貫したサービスを提供するソフトウェアであること」は、業務のどの部分がICT化されている必要があるのか。	「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」で居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で情報連携を行う必要がある情報は、利用者基本情報、ケアプランの第1表、2表、6表、7表とされることから、第6表、7表の請求に関する部分のICT化のみではなく、ケアプラン自体が介護ソフト上で作成できる仕組みであることが必要です。
12	タブレット端末等を導入する際にどのようなことに注意すればよいか。	必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用してください。(補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示(シール等による貼付)を行うなど事業所において工夫してください)。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じてください。セキュリティ対策については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版」(令和3年1月)を参考にしてください。なお、補助的にバックオフィス業務やオンライン面会に利用することは差し支えありません。(本事業以外で導入したソフトウェアをインストールしても差し支えありません。)
13	本事業において、バックオフィス業務やオンライン面会等、一気通貫とは関係ない業務にのみ使用するタブレット端末やソフトウェアの導入、WiFiの設置工事について補助することは可能か。	バックオフィス業務やオンライン面会にのみ使用する場合は、本事業の対象となりません。
14	一気通貫の使用権(ライセンス)購入型の介護ソフトを導入済で、使用権の期限が切れるにあたり、再度使用権を購入する場合は、補助対象か。	対象となりません。
15	補助対象経費に「セキュリティ対策に要する経費」があるが、既に一気通貫の介護ソフトを導入済の場合で、セキュリティ対策製品の使用期限が切れたので買い替えるような場合は対象となるか。	対象となりません。
16	ハードウェアについて、ノートパソコンは補助対象となるか。	原則対象となりません。ただし、介護ソフトをインストールして、タブレット端末と同様の使い方(介護の現場に持参し、その場で介護記録を入力するために利用、要介護者の情報を確認するために利用)をするものであれば対象となります。
17	ハードウェアについて、自宅で利用するためのパソコンは補助対象となるか。	対象となりません。
18	訪問介護事業所で、障害サービスの指定も受けているが、障害サービスにのみ従事している職員に配布するためのタブレットは対象となるか。	障害サービスにのみ従事している職員に配布するためのタブレットは対象となりません。
19	法人の担当者が自らICT導入を行った場合の工事費等は対象となるか。	対象となりません。
20	契約の際の契約手数料や、ネットでハードウェアを購入する際の送料については補助対象となるか。	対象となりません。
21	ハードウェアについて、インカム(業務用トランシーバー)を導入したい場合に、一気通貫の介護ソフトを補助金で同時に導入する又は既に導入している必要があるか。	必要があります。一気通貫の介護ソフトとは関係なく、インカムだけ導入したいという場合は、補助対象となりません。
22	「必ず介護ソフトをインストールのうえ」とあるが、インストールせずネットワークにアクセスして利用する介護ソフト(ASP型の介護ソフト)は補助対象となるか。	対象となります。実績報告にて、タブレットに介護ソフトの画面を表示した写真を添付してください。
23	毎月支払いを行う介護ソフトの利用料やリース費用のうち、対象となるのはリース等の開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。	当該年度のリース等の契約時から当該年度の3月末までの経費のみが対象となります。

	24	タブレット端末、スマートフォンのリースについて、通信料がセットになったプランがあるが、補助対象となるか。	通信料の部分については補助対象外となります。
	25	介護ソフトの5年間の使用権(ライセンス)を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱って良いか。それとも按分して当該年度の3月末までの経費を補助対象経費とすべきか。	使用権(ライセンス)購入型の介護ソフトは、使用期限はあるものの、購入時に一括して費用を支払うものであり、性質としてはパッケージ型介護ソフトの購入と同質であると考えられることから、初年度に全額を補助対象経費として扱って差し支えありません。
	26	タブレット端末、スマートフォン等を導入した場合、台数に制限はあるか。	ICTの活用が見込まれる事業所職員の実人数に対して、合理的な説明ができる台数であれば認められます。
	その他		
更新	27	補助対象となるICTは、どのタイミングで購入又はレンタルすればよいか。また、いつまでが対象か。	2月末までに補助金実績報告書をご提出いただく予定としておりますので、2月末までに契約、支払、納品、導入のすべてを完了させてください。 前年度に契約したもの、2月末までに支払、納品、導入したことが確認できないものは補助対象となりませんので、注意してください。
更新	28	複数の事業所で共有する機器等について、法人としてまとめて契約・購入等する場合は、どのようなことに注意すればよいか。	共有する機器等で事業所ごとの費用を明確に分けられない場合は、各事業所の職員数(常勤換算)で費用を按分して、各事業所の申請額に算入してください。 なお、補助金実績報告書をご提出いただく際に、各事業所の職員数(常勤換算)が分かる書類(任意様式)のご提出もお願いします。
	29	介護ソフトのカタログ等を提出する際に、どのようなことに注意すればよいか。	記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うシステムであること・日中のサポート体制を常設していることが確認できるカタログ等を提出してください。 【居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等】 「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること確認できるカタログ等を提出してください。 【補助率3/4で申請する事業所】 介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様を実装した介護ソフトであることが確認できるカタログ等を提出してください。
	30	既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合に、新たに導入する職員の負担軽減効果のあるタブレット端末等を申請する場合はどのようなことに注意すればよいか。	No.26回答で示した基準の介護ソフトを導入していることが確認できるカタログ等を追加で提出してください。
	31	導入したICTが故障した場合はどうなるのか。	修理費用が発生しても、補助対象とはなりません。
	32	本事業で助成を受けた事業所が、翌年度以降に追加でICTを導入する場合に再度本事業の助成を受けることは可能か。	一度本事業の助成を受けた事業所が、翌年度以降に再度本事業の助成を受けることはできません。